

名古屋市地域防災計画

— 産業災害対策計画編 —

＜令和 6 年 6 月・修正案＞

名古屋市防災会議

産業災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 3 章 災害応急対策計画：産業災害				
74	24	第 2 節 情報の収集及び伝達	第 2 節 情報の収集及び伝達	所属名変更
		第 1 情報伝達の系統及び窓口の明確化	第 1 情報伝達の系統及び窓口の明確化	
		1 (略)	1 (略)	
	25	2 本市の情報伝達の系統及び窓口	2 本市の情報伝達の系統及び窓口	所属名変更
		(1) 災害対策本部が設置されていない場合	(1) 災害対策本部が設置されていない場合	
		ア 勤務時間内	ア 勤務時間内	
		(表中)	(表中)	
		防災危機管理局 危機対策室	防災危機管理局 危機対策課	
		イ 休日又は時間外	イ 休日又は時間外	
		(表中)	(表中)	
		防災危機管理局 危機対策係長	防災危機管理局 危機対策課 課長補佐(危機対策)	
	26	(2) 災害対策本部が設置されている場合	(2) 災害対策本部が設置されている場合	
		(表中)	(表中)	
		総括部	本部室事務局本部室	
				防災活動体制の見直しに伴う修正